

第2回 南丹市権利擁護・成年後見センター
運営委員会
議 事 録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

(南丹市福祉保健部福祉相談課)

令和6年度第2回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

開催年月日 令和6年9月4日（水）午後2時00分

開催場所 南丹市役所中央庁舎 2階 防災会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 6名

(2) 出席者数 6名

(3) 出席委員（敬称略）

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	縁法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	川上 真知子	京都社会福祉士会	社会福祉共同事務所 あおぞら
委員	榎原 克幸	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 常務理事（事務局長）
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課長
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー（敬称略）

氏名	備考
田村 仁宏	京都家庭裁判所 後見センター 主任書記官
山口 優	京都地方・家庭裁判所園部支部 庶務課長兼主任書記官
今井 昭二	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 社会福祉士
村上 綾香	京都府社会福祉協議会 福祉部 生活支援課 主事

(5) 事務局

福祉相談課 岩間課長、渡邊主事、林相談支援員

1 開会

【司会】

ただ今から令和6年度 第2回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会を開会させていただきます。

本日の運営委員会の開催ですが、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条第2項の規程により本委員会が成立していることを報告いたします。

2 委員長あいさつ

【委員長】

後見人と医療機関のやり取りの中で、後見人には医療同意権がなく、延命治療に対する同意権もないことなどまだまだ理解が不十分な医療機関もありますので、円滑なやり取りが出来るように理解が進めばと思っています。

【司会】

議事につきましては、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条の規定により、委員長に議長をお世話になります。

3 議事

(1) 報告事項

① ケース報告

【委員長】

円滑な議事が進行できますように、協力よろしくお願いします。

ケース報告につきまして、事務局からお願いします。

【事務局】

資料1をご覧ください。

前回の報告から、8月31日までの新規相談ケース、7ケースの報告をさせていただきます。

○新規相談ケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

新規相談ケースの状況

- ・在宅の者 4件
- ・施設入所中の者 3件

○申立て等に進んだ継続ケースの報告

- ・八木町の保佐ケース・・・・・・社会福祉士が選任。
- ・美山町の保佐申立てケース・・本人の状態変化もあり、申立て延期。
- ・園部町の後見ケース・・・・・・社会福祉士が選任。

② 市民後見人支援について

【委員長】

市民後見人支援について、市民後見活動報告と、成年後見賠償責任保険の終了時期について事務局より報告をお願いします。

【事務局】

資料2をご覧ください。

○市民後見人、Aさんのケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

○市民後見人、Bさんのケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

○市民後見人賠償保険の終了時期について。

市民後見人の賠償保険の終了時期については、個別事案により多少のズレは生じますが、解約時期は引継ぎ完了後の翌月末とすることで運用させていただくことになりましたので報告させていただきます。

【E オブザーバー】

後見事務説明会が京都家庭裁判所であり、通常は親族後見人の方をお願いしているものですが、市民後見人の方にも受講をお願いしているものになります。ずっと受講をお願いしていましたが、センターで教える内容ともし一緒であれば、わざわざ南丹市から京都市まで来てもらうことにもなりますので、後見人の負担になるなら省略できないかと思いました。

【事務局】

センターとしては、参加していただくことを前提に考えていますが、南丹市の事務説明会であらかじめ説明しておく、裁判所の説明会がわかりやすかったと市民後見人さんとも言われていましたので、また家庭裁判所とも相談していきたいと思います。

【A 委員】

質問ですが、いくら位の資産が、市民後見人の目安とっておられるでしょうか。自治体によって市民後見人が管理する財産額が、まちまちだと思いますが、この位の資産だったら引き継ぎ出来る基準みたいなのがあれば教えてください。

【E オブザーバー】

専門職からのリレー受任に適した財産額は大体 500 万円を目安としています。500 万円を超えない財産で他に法的な問題もないのであれば、リレー受任も検討してくださいとお願いしています。財産が多くて 1200 万円以上あるようなら、後見信託とか後見支援預金といった、資産の保護制度利用もあります。

【事務局】

南丹市の市民後見人は、運営委員会で協議して決めています。市民後見人を開始する以前に、南丹市が当初想定していたのは 100 万円を切るような方を想定していました。預貯金はあるが支援預金を組むことがわかっているケースなどは、多額の預貯金を市民後見人が管理することにはならないので、受任することも可能ですが、市民後見人が管理する財産は少額の預貯金となります。

③ 社会福祉協議会法人後見について

【委員長】

社会福祉協議会法人後見について、前回の運営委員会で、南丹市の後見制度のことを考え

る上で、法人後見の動きも知っておきたいとの意見もありましたので、社会福祉協議より報告をお願いします。

【社会福祉協議会】

南丹市社会福祉協議会の法人後見の職員体制は、生活相談センター内の社会福祉士の資格を持っている専門員と、実務をする職員2人と法人後見支援員2人で1ケースを対応しています。内部監査とかのチェック機能を作り、法人の運営委員会では受任するケースの検討もしています。

○法人後見、保佐ケースの報告。

≪個人情報につき議事録非公開≫

法人後見支援員は、市民後見人養成講座を修了した方の中から、現在7名の方が登録しており、今までに4名を法人後見支援員として雇用しています。登録型非常勤職員として、だいたい1回に3時間ぐらいの出勤時間を想定しながら、1ケースにつき2人の支援員が対応しています。

法人後見を受任する候補者像として、運営規定に対象者の要件を4つ挙げています。

①市長申立てをする方で、他に適切な成年後見人等が得られない方。

②原則として高額な財産を所有せず、他に適切な成年後見人等が得られない方。

③日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用者で判断能力が低下した方のうち、①、②のどちらかに当てはまる方。

④その他、実施社協及び運営委員会が特に必要と認める場合。

以上が南丹市の法人後見の特徴になります。受け手のない方のセーフティーネットとして社協の法人後見が受任する考え方のもとで、法人後見の門戸を開いていますので、相談はあっても、専門職の方であるとか機関に繋ぐことが多くなります。

【Fオブザーバー】

法人後見の実際の相談は、どれだけの相談がありますか。

【社会福祉協議会】

法人後見というよりは、成年後見制度全般的な相談が多いと思います。施設や、ケアマネージャー、ケースワーカーからの相談などもあります。そんな感じの相談が、今年度は11件ぐらいです。

④令和6年度 前期市民後見人フォローアップ研修について

【委員長】

令和6年度前期市民後見人フォローアップ研修について事務局からお願いします。

【事務局】

7月18日に実施しました、前期市民後見人フォローアップ研修の報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。

こちらの資料は、研修実施後のアンケートをまとめたものになります。昨年からの継続学習として、「成年後見人としてご本人の意思決定を支えるために」として、厚生労働省の意思決定支援研修を活用して実施しました。皆さん真剣に取り組んでいただき、学びの多い研修になったと思います。先ほどもありましたが、12名中7名が法人後見の支援員でもあり、市民後見もある中で、多くの方が実際に後見に関わっていることもあって、皆さん真剣だったと思います。

⑤令和6年度 支援者向け研修会について

【委員長】

令和6年度支援者向け研修について事務局よりお願いします。

【事務局】

資料4をご覧ください。前回の、運営委員会での助言を参考に、研修会を企画しましたので報告させていただきます。

成年後見の申立てや後見人と関わっている福祉関係者や医療関係者、行政関係者、地域支援者、例えば、民生委員や金融機関等に対して成年後見制度の普及・啓発を目的とする。成年後見制度に係る地域支援者として、民生委員や金融機関等にも案内をしていければと思っています。

研修会のねらいは、成年後見制度が、どのような制度かを知ってもらうことで成年後見制度への理解を深める。成年後見制度利用で出来ること、出来ないことを知ってもらうことで成年後見制度を正しく知ってもらう。成年後見制度で実践する、意思決定支援を知ってもらうことで、当事者の権利擁護について理解を深めるとしています。

対象者は、成年後見制度の申立てに係る医療関係者・福祉関係者・行政関係者・地域支援者、最大50名程度の出席を予定しています。

研修内容は、

1 成年後見制度と申立てについて（30分）

講師：松田 めぐみ 弁護士

内容：成年後見制度の基礎的な知識と申立て方法が学べる講習。

2 成年後見制度の申立てに必要な、本人情報シート・診断書について（20分）

講師：京都家庭裁判所 田村 仁宏 主任書記官

内容：申立てに必要な、本人情報シート、診断書のポイントを学べる講習。

3 成年後見制度で出来ること、出来ないことについて（30 分）

講師：上田 浩平 司法書士

内容：成年後見人等に出来ること、出来ないことを学べる講習。

4 成年後見人等による、本人への意思決定支援について（20 分）

講師：川上 真知子 社会福祉士

内容：成年後見人等が実践している、意思決定支援について学べる講習。

5 南丹市の権利擁護支援の体制について（20 分）

講師：社会福祉協議会 権利擁護成年後見センター 岩間課長

内容：法人後見・市民後見などの南丹市の体制や福祉サービス利用援助事業、成年後見制度の相談窓口などの支援体制が学べる講習。

6 パネルディスカッション（15 分）

パネラー：南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員の皆様 家庭裁判所書記官

内容：研修参加者の方から、申し込み時に記入してもらった事前質問への回答と当日の質問に対する応答。

後見センターとしても初めての取り組みですが、成年後見制度が、十分な理解や正しく知ってもらえていない場面も多くありますので、基礎的なところを今回は支援者に向けて、各事業所とかケアマネとか、行政機関の職員、生活保護のケースワーカーも、あまり知らない職員もいますので、行政関係者も一緒に入り基礎的なところを皆さんから教えていただけたらと思っていますのでよろしくお願いします。

【E オブザーバー】

他の項目に比べて本人情報シートや診断書は基礎的とは言えないところがあつて、診断書の役割はお話できますが、特に今回だと、できることできないことあたりに重きを置いている気がするので、そちらに時間を配分してもいいのではないかと思います。

本人情報シートを書いてもらう必要が支援者の方にはあるので、講義は意味があるが、どちらかというとお話をするよりは、実地でやってもらわないと、説明だけだと伝わりにくいかと思います。それをするとなら20分では時間が足りないと思われます。

【C 委員】

支援者は本人情報シートの作成をして、診断書はドクターにお任せすることになります。ポイントが医師に伝えるのはなかなか難しく、本人情報シートも書く人によって、内容にブレがあり、認識力の記載が曖昧なこともありますので、ポイントみたいなところの話があれば嬉しいと思います。

【B 委員】

一生懸命書いてもらった診断書が取り直しや鑑定になることで、尽力した親族や関係者が落胆したり、本人も落胆することが多いので、医療関係者にそれが周知されるように、簡単でもいいので周知できればと思います。

【F オブザーバー】

情報提供ですが、本人情報シート及び診断書の書き方は大事なポイントで、充実を図るために昨年度、医師会の勉強会で家庭裁判所の方に研修をお願いしました。こちらは継続的に取り組んでいく一方で、診断書を補完するものとして本人情報シートをどう充実させるかは課題だと考えています。そこで10月に、北部、南部に分けて、成年後見制度と日常生活自立支援事業についての研修を、家庭裁判所からも本人情報シートの視点から話をいただく研修を、市町村行政の職員と、社協を対象にした形での開催を予定しています。

【C 委員】

診断書の依頼で、病院の相談員、地域連携室にお世話になることも多いですが、相談員さんも苦勞されていると思います。医師と支援者の間に挟まって。せっかく作った診断書が、上手く活用できないことのないように、診断書の意味の周知が進んでいけば、間で困ることが減るのではないかと思います。

【A 委員】

慣れている方と、慣れていない方で本人情報シートや診断書の内容の充実が全然違うので、それをどうやって周知するかは、本当に悩ましいですが、少しでも周知していければと思います。

【E オブザーバー】

確かに京都の鑑定率は上がっています。全国で4.5%ですが、京都はそれを大きく超えている印象です。その原因が全て診断書ではないですが、診断書が不足ないものであれば鑑定は無かつただろうものも幾つかはあるように思いますので、診断書の話をするには意義があることだと思います。

(2) 協議事項

①第1回南丹市権利擁護・成年後見センター協議会（案）について

【委員長】

協議事項に移ります。第1回南丹市権利擁護・成年後見センター協議会の案について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料5をご覧ください。前回の運営委員会での協議を経て、より具体的な形にさせていただきましたので、本日協議していただき、次回12月の運営委員会後に開催出来ればと思っています。

目的としては、地域で、権利擁護支援（成年後見制度・福祉サービス利用援助事業等）を必要としている可能性のある方の早期発見・早期支援につながる相談支援体制の構築や、本人の意思を尊重した、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制構築に繋がるよう、必要な機関が参画出来る情報共有の場の設置としています。

協議会のねらいは、記載の通りです。協議する内容は、記載の3つです。事務局は、南丹市権利擁護・成年後見センターが担います。協議会参加者は、南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会委員の方や、出来ればオブザーバーの方にも参加をお願いしたいと考えております。それ以外にも協議内容に応じてこちらの資料にあるような方々に参加依頼を考えております。

資料の裏面は、今の段階の開催案になっております。開催日時は12月の第3回運営委員会終了後の90分間としています。参加者の方は先ほど挙げさせていただいた運営委員の皆様、オブザーバーの皆様にもそのまま参加していただければと思っていますし、機関や団体に委嘱の縛りのない形で参加をと考えています。協議内容に関しては、限られた時間で少しでも有効な協議ができるように、具体的な事例についての協議を事前に包括などに依頼していこうと思っています。権利擁護支援の課題の確認ということで、出た課題と今後の検討課題の確認や、せっかく様々な方が来られるので情報交換を考えています。

イメージとしては今申し上げた通り、次回第3回の運営委員会が終わってから、関係機関の方が入った形の連携ができたらずと計画をしています。関係機関の連携強化を進めるために別で協議会を作るというのも1つですが、できたらこの運営委員会で年に1回、次回12月の開催のときに、一部、二部みたいな形でできたらと思っています。

協議会ですが、本来協議会とか審議会を立ち上げると、条例に定めるところの新たな組織体制ができ上がるのですが、今回は南丹市成年後見センターの中で、センターとして行う関係機関との連携協議会の位置付けで思っていますので、今後どういう動きになってくるかわかりませんが、当初は成年後見センターの連携協議会という形でやっていきたいと思っています。協議会は、センターとは別のものになるのでそこに運営委員とか、協議会の委員長を置くことはないので、事務局で進めたいと思っています。

②令和6年度 後期市民後見人フォローアップ研修（案）について

【委員長】

協議事項2、令和6年度後期市民後見人フォローアップ研修の案について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料6をご覧ください。後期のフォローアップ研修案になります。

目的としては、南丹市市民後見人候補者名簿登録者のモチベーションや知識、スキルの維持・向上。受任している市民後見人のスキルの向上を目的として実施する。南丹市社会福祉協議会法人後見支援員と重複して登録、活動している方も多く、合同研修を実施することで、権利擁護支援者の選択肢の広がりを目指すとしています。

研修会のねらいに関しても前回お伝えしたところと変わっていないと思います。対象者は市民後見人の名簿登録者12名と法人後見支援員の7名です。この7名の方は全員重複登録者なので基本的には12名の方を対象としております。

実施日は今のところ2月で調整を予定しています。内容に関しては南丹市の市民後見、法人後見の事例から学ぶ成年後見制度として、市民後見、法人後見支援員に求められる支援を学ぶとしています。最初に市民後見だったり法人後見に関して説明をして、その後市民後見人の事例の発表としまして、受任者と私の方がアシスタントをして進めていき、その後法人後見の事例に関しては法人後見支援員と、アシスタントとして社協の専門員さんにお世話になりたいと思っています。グループワークは、市民後見に求められる視点だったり法人後見に求められる視点というところでと思っています。

(3) 情報交換

【委員長】

情報交換に移りますが、委員、オブザーバーの皆様から情報交換等、何か一言あればお願いしたいと思います。

【A委員】

家庭裁判所の書式変更があるんですが、まだ十分内容を把握できていませんが、市民後見人にも影響が大きい話ですし、もし何かあればお願いします。

【Eオブザーバー】

最高裁判所のホームページ、後見ポータルに新しい報告書式が上がっています。全国で統一した書式で運用する方向で動いており、京都では京都家裁独自の書式でお願いしていますが、全国で来年4月から書式を統一するとホームページに記載されています。4月1日から提出するものなのか、4月に基準日を設定している報告書か等、裁判所でも運用の詳細を協議中ですが書式はホームページに上がっています。今後、利用促進協議会や、中核機関との連絡会とか、そういった場を通じて徐々に説明をしていきたいと思っていますのでお願いします。書式改定とは直接は関係ないのですが、切手代も10月から変わっていますので、市民後見人の方と専門職の方は裁判所に提出する切手代が変わることも合わせてお伝えさせていただきます。

【F オブザーバー】

成年後見制度の内容改正の検討、地域共生社会のあり方の検討等、様々な検討が国でされていることはご存じかと思います。第3回の検討会が先日に開かれまして、出てきているポイントの論点をお伝えしたいと思います。

成年後見制度の見直しの部分において、議論の大前提としては有期性で行うということを確認され、文言を決めていく上でのポイントを徹底して議論されています。成年後見人に選任された場合においては、その被後見人との中が終身から有期性という部分で、必要な時に必要な支援が届く点で、どこで後見を切るかは、家庭裁判所が具体的な判断をしていくことになるかと推測されますが、議論の中で様々な課題が出ています。

中核機関の法定化の議論の問題であるとか、例えば成年後見制度が有期性になって終わった後、この後の支援体制をどう制度化して繋げていくのか。どのような形で支えていけるのか、日常生活自立支援事業の制度のあり方の問題。その辺も非常に大きな論点として今後大きく議論がされていくであろうと思いますし、国で議論をされるだけではなく、それぞれの立場から意見を上げていくことで、よりよい制度になっていくってことが大事だと思いますので、ぜひ意見をいただく中で、今後の国の動向を確認していただきたいです。

【委員長】

それでは、本日の協議を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。司会を事務局にお返しします。

4 閉会

【司会】

ありがとうございました。今年度新しい取り組みということで、支援者向け研修会とか、協議会ということで、準備が遅れておりご迷惑をおかけしていますが、速やかに事務局で事務を進めて、皆様方にご連絡させていただきます。

それでは本会の閉会にあたりまして、副委員長よりご挨拶をお願いいたします。

【副委員長】

本日も大変お疲れ様でした。本日は医療関係の話が多かったですが、さしあたっては11月6日の研修会が一番の目標になりますので、私も頑張らせていただきますので、ぜひとも成功に向けて頑張っていきたいと思います。

【司会】

以上をもちまして第2回運営委員会を閉会とさせていただきます。本日は皆様大変お世話になりました。